

# 札幌地区 教育経営研究会

- 1 目的 学校における課題の明確化と法制的見識の高揚により、創意に満ち、望ましい学校経営を進める校長としての職能の向上に資する。
- 2 主催 札幌市小学校長会
- 3 後援 札幌市教育委員会
- 4 日時 平成30年10月22日(月) 14時～
- 5 会場 ホテルライフオーツ札幌 2階 ライフオーツホール
- 6 参加者 札幌市小学校長会 会員 189名
- 7 日程 13時15分～45分 受付  
14時～14時30分 開会式  
14時30分～15時25分 学校経営研修発表  
15時35分～16時30分 学校経営上の法制研修発表  
16時40分～ 閉会式
- 8 開会式 全体司会：川北 俊哉 札幌市立新琴似南小学校  
(1) 開会の言葉 札幌市小学校長会 管理法制部長 磯島 年成 札幌市立山鼻小学校  
(2) 国歌 斉唱  
(3) 会長挨拶 札幌市小学校長会 会長 鈴木 宏宜 札幌市立東苗穂小学校  
(4) 来賓挨拶 札幌市教育委員会 学校教育部長 檜田 英樹 様  
(5) 道小情勢報告 北海道小学校長会 会長 本間 達志 札幌市立登寒西小学校

- 9 学校経営研修 経営研修部 司会：村元 秀之 札幌市立緑丘小学校  
学校経営研修では、「心豊かでたくましく生き抜く子どもを育む実効力のある学校の創造」の課題の基、「『学ぶ力』を育むための校長の関わり」をテーマに、校長はいかに自らの「意志」を伝え「動き」に変えていくかについて4名が発表した。

『校長の関わりとは何か～学ぶ力の育成のために～』

発表者：村元 秀之 札幌市立緑丘小学校 山本 秀夫 札幌市立平岸西小学校  
松田 諭知 札幌市立北陽小学校 山下 尊子 札幌市立北野平小学校

ある校長は、「やさしい子」という言葉に学校経営への「意志」を込め、「やさしい子」はどんな学びをするか、「やさしい子」はどんなふうに通学を歩くのかなどと、すべてこの言葉を柱に子どもや教職員の動きを評価している。このような校長の強い意図と志「意志」を教職員や子どもに伝え具現化する動きが「校長の関わり」である。今回「校長の関わり」を評価する3つの観点を提案する。

観点1：校長は「意志」を伝えているか。観点2：校長は「意志」を「動き」へと求めているか。

観点3：校長は「意志」が「動き」となっているかを評価しているか。

〈校長の「意志」を教職員の「意志」とすることができた時、教職員に「やりがい」と「育ち」が生まれ、目指す学校経営への大きなうねりが生まれる〉

これを研究の仮説とし、日常の「校長の関わり」を3つの評価の観点を通して振り返っていきたい。以下「校長の関わり」の具体を示す。

## 【関わりの具体1】キーワードに校長の「意志」を込めた学校経営と組織づくり

校長が「意志」を分かりやすい言葉「キーワード」として示し、校長の強い意志と具体的な道筋を伝え、評価の観点も示し、教職員の学ぶ力育成に向けた授業等を見る目を揃えていく。校長は常にキーワードを柱とした評価や指導等の関わりを一貫して行うことによって、教職員に対し校長の「意志」への共感と納得を生むことができる。加えて、キーワードを学校評価に明確に反映させることによって「意志」を具現化する組織づくりを進めていくことができる。キーワードを軸として、教職員一人一人の役割をより意識させる組織づくり、組織の改編、新たなプロジェクトの立ち上げなどが挙げられる。

## 【関わりの具体2】校長の「意志」を活かしたよりよい教育課程の実現

教育活動の目標と評価に校長の「意志」を盛り込んでいく関わりを進めたい。校長の「意志」を、学校評価で明らかになった課題や各種調査のデータ等を根拠とし、教職員に「何をするのか」よりも「なぜそれをやるのか」という取組の意味理解を明らかにし、教職員の自らの動きを引き出す。新指への移行や授

業研究に対しても、「意志」を柱とした指導・助言を継続的に行い研修や授業改善の方向性を明確に示していく。

### 【関わりの具体3】「意志」を柱とした教職員の意識改革

校長の「意志」の具現化のために改革が必要な意識とは「相互不干渉」「前年踏襲」「独自性のみの横行」「あいまいな授業観」「過度な負担感」などが挙げられる。「意志」は着任直後から教職員の納得と共感を生むまで継続して何度も、小分けにして伝えていかなければならない。毎日の授業を参観し、子どもの姿を通して授業を語る事や、「～を意識して指導したか」というように教職員が自らの指導の在り方を見直す機会としての学校評価を仕組む事などが挙げられる。また、校長が感謝と信頼の気持ちをしっかり伝えながら、「何が本当に大切なことなのか」という問題の本質を教職員に意識させる働き方改革への取組が、適切な時間管理と働きがいを生むことになる。

## 10 学校経営上の法制研修

管理法制部 司会：小野寺 伴幸 札幌市立月寒小学校

学校経営上の法制研修では、「新たな法解釈のもとでの、具体性のある適切な校長の指導性」をテーマとして、いじめの予見義務に対応する教育課程の編成、熱中症事故防止への取組、騎馬戦実施時の安全対策に向けた取組に対する校長の指導性について3名が発表した。

### 『いじめ防止対策推進法下における校長の指導性』

発表者：橋本 隆 札幌市立米里小学校

本件はN市の市立小学校で起きたいじめについて、担任の不適切な対応で被害児童が不登校となったとして、N市に対して安全配慮義務違反と損害賠償請求を行った事案である。判決は、いじめは認定するが、学校の対応は不十分とはいえ、安全配慮義務違反を問うほどでもないとし、原告の訴えは棄却された。本判決は、いじめの認定と学校の安全配慮義務違反を別に評価した点が、一般的な判決と異なる。ただし、判決後、学校の安全配慮義務の評価は、被害の予見可能性だけではなく予見義務も検討されるべきという法学者の論が広がった。学校は常にいじめが起こり得る場であり、いじめへの対処法等の学習が必要であり、今後この予見義務に対応する教育課程の編成等が求められていく。

### 『熱中症防止義務と校長の指導性』

発表者：末原 恵蔵 札幌市立美香保小学校

O府H市の設置する中学校のバドミントン部に所属していた原告が、指導教諭等による熱中症予防対策が不十分であったことにより部活動中に熱中症に罹患して脳梗塞を発症した旨を主張し、5639万円余の損害賠償を求めた事案である。この事例から、熱中症事故の防止に関する対策について職員と共通理解を図るとともに、緊急時の対応のための組織づくりや救急体制を確立する必要があることを改めて認識することができた。校長は、気温や湿度などの環境条件を把握するなどして、活動の実施や継続の可否を検討することや、風を循環させたりする工夫や、直射日光を避ける工夫など、できる限り危険の発生を回避するための環境づくりを一層推進することが求められる。

### 『騎馬戦を安全に行う上での校長の指導性』

発表者：小田 英人 札幌市立栄小学校

F県立高校の体育祭で実施した騎馬戦において、騎手が落下し第七頸椎以下完全麻痺の後遺障害を負った事故に関する判例を事例としてとりあげた。判決では校長、指導担当教諭らが果たすべき義務を4つ列挙し、F県に対し安全配慮義務違反を認め賠償金の支払いを命じた。その義務とは、①危険性及び安全確保の手段を指導する義務、②危険回避行動の練習をさせる義務、③審判員に負傷防止できるよう指導、訓練する義務、④審判員を危険防止措置がとれるよう配置する義務である。今後騎馬戦を更に安全に実施するために、実施方法や勝敗条件を点検すること、指導計画に義務内容を盛り込むこと、職員の危機管理意識を向上することの三点が重要であることを再確認した。

## 11 閉 会 式

- (1) 副会長挨拶 札幌市小学校長会 副 会 長 熊谷 由紀 札幌市立桑園小学校
- (2) 閉会の言葉 札幌市小学校長会 経営研修部長 伊藤 春美 札幌市立元町小学校

記 録：小松 靖一 札幌市立石山東小学校